

件名	愛媛県核燃料税条例																									
主管課	税務課																									
根拠法令等	地方税法																									
<p>【制定の概要】</p> <p>原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として、法定外普通税である核燃料税を設けるために制定（法定外普通税の新設については、総務大臣の同意が必要（地方税法第259条第1項））</p> <ol style="list-style-type: none"> 税目 核燃料税 課税客体 発電用原子炉への核燃料の挿入 納税義務者 発電用原子炉の設置者（四国電力株式会社） 課税標準 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 税率 100分の13（現行100分の10） 徴収方法 申告納付 納期限 核燃料を挿入した日の2月後の月末 有効期間 5年間 																										
施行日	総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（平成21年1月16日予定）																									
<p>【その他参考事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> これまでの条例制定状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>有効期間</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回目</td> <td>5年間（S54.1.16～S59.1.15）</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>第2回目</td> <td>5年間（S59.1.16～H元.1.15）</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>第3回目</td> <td>5年間（H元.1.16～H6.1.15）</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>第4回目</td> <td>5年間（H6.1.16～H11.1.15）</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>第5回目</td> <td>5年間（H11.1.16～H16.1.15）</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>第6回目（現行）</td> <td>5年間（H16.1.16～H21.1.15）</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>第7回目（予定）</td> <td>5年間（H21.1.16～H26.1.15）</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table> 平成20年度核燃料税収入額（予算額） 819,667千円 その他 県議会において、特定納税義務者（税収の10分の1以上の納税が見込まれる納税義務者）である四国電力株式会社の意見聴取を行った（地方税法第259条第2項）。 			区分	有効期間	税率	第1回目	5年間（S54.1.16～S59.1.15）	5%	第2回目	5年間（S59.1.16～H元.1.15）	7%	第3回目	5年間（H元.1.16～H6.1.15）	7%	第4回目	5年間（H6.1.16～H11.1.15）	7%	第5回目	5年間（H11.1.16～H16.1.15）	7%	第6回目（現行）	5年間（H16.1.16～H21.1.15）	10%	第7回目（予定）	5年間（H21.1.16～H26.1.15）	13%
区分	有効期間	税率																								
第1回目	5年間（S54.1.16～S59.1.15）	5%																								
第2回目	5年間（S59.1.16～H元.1.15）	7%																								
第3回目	5年間（H元.1.16～H6.1.15）	7%																								
第4回目	5年間（H6.1.16～H11.1.15）	7%																								
第5回目	5年間（H11.1.16～H16.1.15）	7%																								
第6回目（現行）	5年間（H16.1.16～H21.1.15）	10%																								
第7回目（予定）	5年間（H21.1.16～H26.1.15）	13%																								